

# 令和7年度社会福祉法人鳥羽市社会福祉協議会事業計画



## 【基本方針】

### 《使命》

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域の生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命としています。

### 《経営理念》

鳥羽市社会福祉協議会は、この使命を達成するために、以下の理念に基づき、事業を展開しています。

- ・地域福祉の推進を担う社会福祉協議会（社協）の全国ネットワークの1部として、地域福祉の推進に努めます。
- ・幅広い関係者との連携・協働のもと、誰もが安心して生活を送ることができる住民主体の地域社会づくりを目指します。
- ・住民の理解と参加促進による福祉文化の振興に努めます。
- ・広い視野に立ち世界平和と基本的人権が保証される自由で平等な民主社会の実現に向けて邁進します。
- ・地域福祉計画・活動計画に基づき地域の福祉力の向上を図ります。
- ・すべての役職員は、高潔な倫理観を持ち法令を遵守します。

## 【令和7年度の主な事業方針】

当会では、令和6年度に「地域福祉活動計画」を策定し、昨今の複雑・複合化する課題に対応し、より協働して地域福祉を推進していくため、市が作成する「地域福祉計画」と一体化して、「第4次鳥羽市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定致しました。今後5年間は、この計画に基づき地域福祉を進めてまいります。

中でも今年度は、様々な地域の困りごとを解消するため、重層的支援体制整備事業に力を入れることや、町内、学校区での課題の解決に向けて取り組んでいきます。また、地域課題解決のため地域づくりを担うボランティアの育成に力を入れ、自治会から小学校区単位で、活動しやすい環境整備に取り組みます。

障がい者の権利擁護の推進として日常生活自立支援事業が地域に定着してきましたが、支援が必要で利用を希望されても現在の利用条件に合わない方がいるため、今年度は、試験的に利用条件に合わない方に対しても、軽度の金銭管理や、福祉サービスの支援事業などを試験的に行います。（生活支援員派遣事業）

新たな課題として外国人住民の数が令和7年2月末で514名（460世帯 男性220名、女性294名）となり増加しています。市と協力しながら外国人住民の状況について調査を行い、市の担当課と共に支援を今年度から検討して行きます。

また、外国人住民の現状と課題について、三重県、市民課より、レクチャーを受けて職員、ボランティアが外国人住民の現状について学ぶ機会を設けます。

当会の各相談支援事業においては、健康福祉課各係との連携や相談支援の在り方について、住民に身近な相談支援体制の在り方を検討するための話し合いの場を持ちます。

介護保険、障がい者福祉事業については、平成12年4月より離島の訪問入浴介護を当会が担ってきましたが、ニーズの減少、看護師の人材不足について市と協議し、訪問入浴介護事業を休止する事としました。

日中一時支援事業「いたずらっこ」においては、利用希望者が増加してきており、市とも話し合いの上、時間の延長なども考慮に入れて、より充実した支援を行っていきます。

ゆめばーるにおいては、鳥羽市への譲渡が正式に決まりましたので、市および市内施設に対してゆめばーるの使用しない物品などの譲渡を行います。

人事面においては、当会も世間の時流に併せ、7年度より、定年延長を行い、65歳定年とさせていただきます。それに伴い、職員体制の整備、職員の将来展望についての見通しが立てられる組織づくりを行い、職員の職場定着を図ります。

事務所も6年度3月末から移転を行いますので、心機一転福祉啓発、地域の福祉力向上に向けて役職員一同邁進して行きます。

《 事業内容でSDG s の目標に対応する部分にSDG s アイコンを付けています。 》

## 【重点事業】

### すべての人に健康と福祉をめざして



- 1 「第4次鳥羽市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の骨子と概要 (P. 4, P. 8)
- 2 災害対策・支援  
災害時要援護者支援の研修や講演会の開催、災害ボランティアセンター、事業継続計画（BCP）の研修・訓練を適宜行います。（P. 9～10）
- 3 重層的支援体制整備事業の推進  
令和3年度から鳥羽市が行う重層的支援体制整備事業の実施において行政と連携し、鳥羽市の地域力の強化、複雑・複合的な課題を受け止め解決する体制の構築を行います。  
①相談支援「ひだまりの断らない相談支援」として、障害相談支援事業所キ・ラ・ラ、暮らし相談支援センターとば、成年後見サポートセンターぬくもり、ひきこもりサポートさんぽみちが市と連携を行っていきます。また、②地域づくり支援として、地域力強化推進事業においてまちトークや総合相談（地域の居場所へのアウトリーチ事業）を行っていきます。③参加支援では、参加支援・ひきこもりサポート事業においてさんぽみちカフェや市営住宅を利用した居場所づくりや、交流体験・就労体験を行います。  
（P. 8～11, P 12）
- 4 生活困窮者自立支援事業の充実  
自立相談支援事業に基づき、必要に応じて就労準備支援事業、家計改善支援事業、一時生活支援事業などにより一人ひとりの自立に向けた支援を行います。  
（P. 11～12）
- 5 成年後見サポートセンター「ぬくもり」の業務の遂行  
認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方の権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らせるように成年後見制度に関する相談支援や情報提供を行います。  
（P. 12～13）

## 第4次鳥羽市地域福祉計画・地域福祉活動計画（骨子）

### 基本理念

「人と人がつながり 支えあう みんなでつくるまち 鳥羽」

（計画期間：令和7年度～令和11年度）

### 基本目標

#### ① 地域のつながりの基盤をつくる人づくり

福祉のまちづくりを進める上で、人はかけがえのない財産です。鳥羽市のすべての人が、それぞれの持つ知識や経験を活かしながら、地域の一員として役割を担い、助けあい、支えあえる人を育てます。

#### ② 地域課題を共有し、みんなで解決する“地域づくり”

隣近所の人や様々な活動を通じた仲間、様々な立場の人たちが交流し、互いの立場を理解しあい、信頼できる温かな関係を深めながら、互いに支えあえる地域づくりに取り組みます。

#### ③ 包括的な福祉サービスの充実に向けた支援づくり

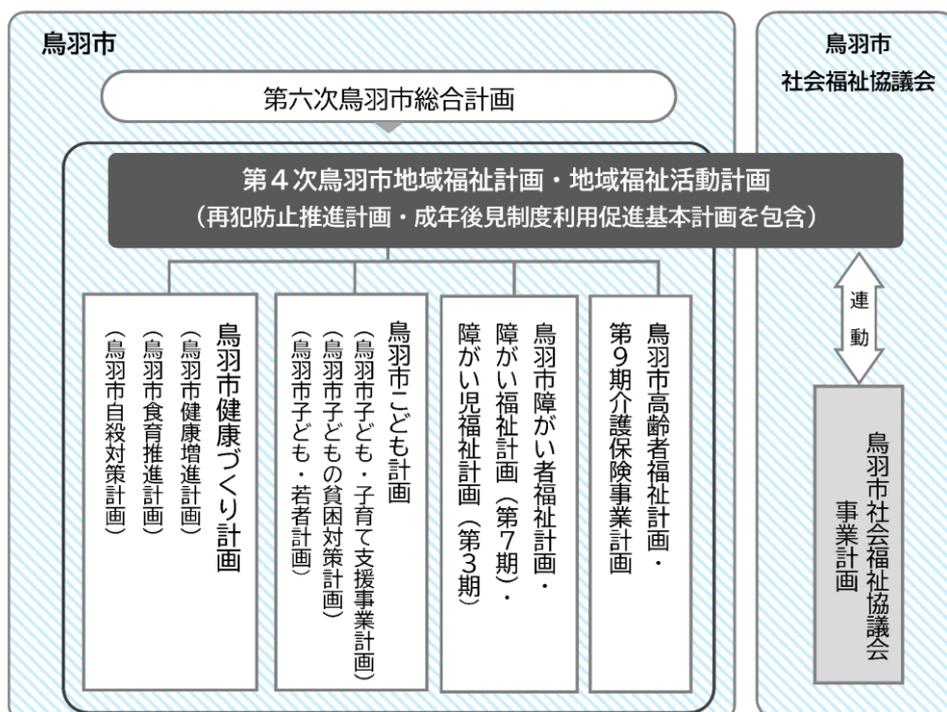
誰もが住みなれた地域で住み続けるための暮らしの基盤を整えるため、関係機関が連携し、包括的な福祉サービスの充実を図ります。

### 重点プログラム

1. 重層的支援体制整備事業の推進
2. みんなで作り推進する計画

### 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」と社会福祉法第109条に基づき、設置されている社会福祉協議会がつくる「地域福祉活動計画」を一体化した計画であり、「鳥羽市総合計画」を上位計画とするとともに、子どもや高齢者や障がい者等の各福祉計画の上位計画に位置づけています。



※令和7（2025）年度時点の計画期間で掲載しています。

## 【主要事業計画】

### 1 法人運営関係

令和7年度より新事務所へ移転することから、新しい職場環境の整備を行っていきます。また、職員の定着率及び育成体制の向上に努め安定した組織運営体制の強化を行います。財務面では行政と連携を密にし、一体となった福祉施策の推進を行えるよう社協の現状や課題等を共有する場を増やしていき、必要な財源確保について協議していきます。



#### (1) 会議の開催

- ① 理事会（6月、3月、随時）
- ② 評議員会（6月、3月、随時）
- ③ 監事会（6月、随時）

#### (2) 会員加入の促進及び基金の運用

- ① 会員加入の促進 7月～8月
- ② 福祉基金、ボランティア活動支援基金の効果的な運用、ボランティア活動支援基金においては、市内のボランティア団体などへの周知啓発を図ります。

#### (3) 研修事業

職員の資質向上を目的に、地域福祉課題に即した研修や法令遵守等に関する研修、新入職員研修等を開催し、職員の意識向上を図ります。

職員に対し、利用者の権利擁護、相談支援についての研修を開催します。

今年度は、委託元である市担当各課との連携を図り、その中でも市と共通の研修会の開催や、社会福祉について見識を高めます。

また、職員の人権意識を高めるため、人権に関する講習会（ハラスメント等含む）を開催します。

#### (4) 広報活動の充実

- ① 広報紙「鳥羽市社協だより（福祉ウェブ）」の発行（年4回）
- ② ホームページの活用などにより、地域住民へボランティア情報、福祉情報の広報活動の充実を図ります。SNS等を活用し広報を行います。

#### (5) 共同募金運動への協力

地域福祉事業の重要な財源である「赤い羽根共同募金運動」に積極的に取り組みます。市内事業所への理解を深めるため、募金の使途について分かりやすく説明を行います。

#### (6) TOBA ひだまりフェスタを開催し、地域で活躍する多様な団体・学校・地域住民等が地域共生社会の実現に向けて、地域がつながりあえる機会を創ります。

- ・開催予定日 令和7年11月15日（土）鳥羽市民体育館 開催予定

#### (7) TOBA ミライトークを活用した市議会議員との交流や、他団体との交流

（TOBA ミライトークについては、市政に社協の活動や事業内容を反映していただくため、

今年度は、市長選挙があるため、選挙終了後以降に開催予定)

(8) 活動助成

- ・ ボランティア団体活動助成
- ・ 福祉協力校の活動助成（市内小・中学校）
- ・ 子ども広場（町内会・自治会管理に限る。）遊具設置助成
- ・ 地域福祉推進員活動助成（ほか）

11 住み続けられる  
まちづくりを



13 気候変動に  
具体的な対策を



(9) 地域公益活動（みえ福祉の「わ」創造事業）への参画

三重県内の社会福祉法人の連携による地域公益活動に参画します。本事業は、既存の制度やサービスでは対応できない困りごとを支援するための仕組みづくりを行います。

生活困窮者を対象とした就職活動のための交通費助成、緊急時の食糧提供・物品の支援などを行います。

(10) 公用車有料広告事業

当会の収益基盤の構築と、地元の活性化をめざし、当会の公用車に地元事業所のマグネットシートを作成し、事業広報するものです。継続して活動事業周知を図ります。

(11) 衛生推進者を中心とした職員の健康管理、メンタルヘルスの向上

介護労働安定センターとの連携を行い職員のメンタルヘルス相談の定期的な開催、ヨガ、職員のメンタルヘルス向上に向けて、業務の中や職員活動の中でレクリエーション、軽スポーツ、ラジオ体操などを取り入れて職員のメンタルヘルス、健康状況の改善を図ります。

(12) 各事業所の BCP の運用について

昨年度 BCP と災害ボランティアセンター運営マニュアルを改定しました。役職員に対して BCP の周知をはかり、災害時の行動について理解を促します。

これを基に、職員防災訓練や、健康福祉課と合同でひだまりの避難訓練等を開催します。災害ボランティアセンターについては、市民課とのマニュアル確認と、災害ボランティアとの連携訓練などを行います。

## 2 地域福祉推進事業

3 すべての人に  
健康と福祉を



4 質の高い教育を  
みんなに



17 パートナーシップで  
目標を達成しよう



地域における福祉、生活ニーズを明らかにするとともに、その解決に向け公民協働により多様なサービスを総合的に提供できるよう協議し、推進していきます。地域の相談については、生活相談、地域相談、権利擁護等、相談について職員一人ひとりが相談技法を学

び、受け止めていけるような仕組みづくりを行います。

住民一人ひとりが住み慣れた地域社会において、心豊かに、安心して、自立した生活を営むことができるように支援を行います。

#### (1) ボランティア活動の振興

##### ①児童生徒を対象としたボランティア教育

幼稚園や保育所、小学校、中学校、高校の児童生徒を対象に、ボランティア活動に対する意識を高めるための教育を行うものです。

ボランティア団体や介護保険・障害福祉サービス事業所などの協力により福祉体験教室を開催します。また、福祉協力校連絡会議を開催し、教育現場での福祉教育を充実するため課題と現状の把握、支援を行います。

##### ②地域福祉活動の支援者養成について

地域ボランティアの養成講座を開催し、民生委員、地域福祉推進員、シルバーヘルパー、島内・船内介助員、ほっとスマイルサービス協力会員など様々な会員が交流しながら学びあえる場所作り等を進めていきます。

##### ③地域・子ども食堂活動の振興

身近な地域で、子どもや高齢者・障がい者など地域住民の誰もが集い、安心して過ごせる居場所、交流できる拠点としての運営の支援を行い、当会が「とば地域・子ども食堂ネットワーク」の事務局を担い地域・子ども食堂の活動を支援していきます。

子育て支援室や、学校と連携しながら困窮家庭にも支援ができるよう配慮し支援を行います。

また、外国人住民の方の参加も促します。

#### (2) ほっとスマイルサービスの充実



買い物やゴミ出しの支援など、介護保険など公的サービスでは対応できない困りごとに対応するため、会員相互が気兼ねすることなく助け合う「ほっとスマイルサービス」の充実に努めます。地域ごとに協力会員の人数の格差があり、離島地区でもニーズが増えているため、離島内でのほっとスマイルサービスの周知も図ります。

新規会員の登録に対して地域でPRを行います。

(2月末現在 利用会員42名、協力会員26名)

#### (3) 地域福祉推進員の増員

地域福祉推進員は、身近な地域の中で福祉課題を抱え、援助を必要とする方の立場に立って、地域社会・住み良いまちづくりの増進を目指すための推進役としての役割を担います。民生委員・児童委員の認知度に比べ地域福祉推進員は認知度が低いため、未設置地区につきましては引き続き、町内会長を始めとする役員の方々に支援内容を説明し設置ができるよう働きかけます。

(2月末現在 設置地区22地区32名)

今年は、支援者の人権意識を高めるため、市民課 人権・市民交流係との連携の中で、人権講習を開催し、支援者の人権意識を高めます。

#### (4) ふれあいいきいきサロンの設置



民生委員、地域福祉推進員、老人クラブ、各サロンの担い手等と協力し、地域の高齢者や親子の見守りなど、小地域における住民福祉活動の拡充、仕組みづくりに努めます。またサロン運営者の質の向上を図ると共に、各サロンが自立的な運営が出来るように、行政や、介護保険サービス事業者連絡会やシルバーヘルパー（老人クラブ）等との連携の調整や、サロン運営者の支援、養成などを定期的に行います。また、引き続きサロン未設置地区への働きかけを行い、ふれあいいきいきサロンの在り方についても見直しを行い、多世代交流ができるコミュニティサロンなど居場所づくりを進めていきます。

（2月現在 高齢者サロン35箇所、子育てサロン3箇所、多世代交流サロン2箇所）

#### (5) 第4次鳥羽市地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進

計画推進委員体制を確立し、計画の推進状況を委員に諮り、社協内でも計画運用について協議検討を行います。

作成した計画概要版、児童向けの簡易版については、「フクシル」や、「まちトーク」などで活用し、福祉について考えていただくきっかけとします。

#### (6) 見守り元気事業の推進



民生委員、地域福祉推進員や地域包括支援センター等との連携のもと、高齢者や児童への虐待、悪徳商法被害、生活困窮者問題等、多様な課題を抱える個人・世帯の早期発見、社会的孤立の防止に向けた見守りや、支援についての講習会を開催します。また昨年度に引き続き今年度も鳥羽警察署をお招きし、特殊詐欺被害について講習を行い地域での見守り活動をしてまいります。

#### (7) 総合相談事業の実施

16 平和と公正を  
すべての人に



- ① まるごと相談（原則 月～金曜日休日等を除く。重層的支援体制整備事業）  
社協職員が随時相談に対応し、地域の困りごとや、介護・育児・障がい・ひきこもりなど複数の課題に関する相談を受け、必要に応じて関連機関につなぐこととします。
- ② 法律相談（原則 毎月第4木曜日）  
楠井法律事務所と連携しながら総合的な法律相談を実施します。
- ③ 司法書士相談（原則 奇数月第2木曜日）

司法書士による相続、悪徳商法、架空請求等に関する相談を実施します。

#### (8) 市内福祉事業所の連携の強化



鳥羽市地域自立支援協議会専門部会では、各事業所が連携し、サービスの質の向上や地域生活支援拠点等の設置に向けた協議、障がい者の就労場所の開拓について検討して行きます。介護保険サービス事業者連絡会については、市内の介護保険事業所、地域の高齢者福祉についての現状を話し合い、介護人材不足の解消、離島の介護保険サービスの向上について市へ提言を行います。

#### (9) 地域福祉講演会の開催（年1回）



令和7年度も、地域共生社会づくりについて啓発を行い、地域の支援を必要とする方の課題について地域の現状報告を含めた講演会を開催します。

#### (10) 防災活動・災害支援事業の実施（災害対策・支援）



地域での災害に備えて、防災ボランティア養成講座を引き続き開催し、自助、共助の気運を高めていきます。（2月末現在、22名の災害ボランティアの登録があります。）

当会がスムーズに災害支援ができるようにBCPの観点から、ひだまりが被災した場合の職員参集場所の明確化、BCPに基づく職員研修や防災訓練を行います。

- ・実際の災害に備えて災害ボランティアセンター拠点として「保健福祉センターひだまり」、「鳥羽志勢クリーンセンター」での災害シミュレーションと訓練を行います。

今年度は、三重県（ダイバーシティ社会推進課）、三重県国際交流財団より委託を受け市民課、総務課と連携し、「災害時外国人住民支援事業」を開催し、外国人住民の防災力向上に努めます。

- ・鳥羽市、鳥羽市障がい者互助会と連携し、「防災デイキャンプ」を開催します。

南海トラフ地震に備え、鳥羽市民生委員児童委員協議会、総務課防災危機管理室と市民、障がい当事者に向けた学習会、地震体験車等を利用した体験会、宿泊訓練会等を開催します。

- ・町内や学校においての避難行動要支援者（子どもや、障がい者）を交えた避難訓練、防災タウンウォッチングなどの開催支援を行います。
- ・災害ボランティア養成講座を実施します。（年1回程度実施予定）
- ・県社協、南勢志摩ブロック社協災害時広域連携協議会主催による災害ボランティア受け

入れや、支援活動等についての会議、講習会に参加します（今年度は、南勢志摩ブロック社協災害時広域連携協議会幹事社協となります）。

#### (11) フクシル（福祉いどばた会議）の開催

市内の学校や集会所等に出向き、福祉に関する講演、体験学習、レクリエーション指導、対話集会等を行います。学校からのフクシルの依頼は年々増えています。また、各種ボランティア団体、鳥羽市介護保険サービス事業者連絡会、鳥羽市地域自立支援協議会専門部会や基幹相談支援センター等との連携や行政の出前トーク事業と連携し、地域住民の福祉ニーズに対する学習に応えられるよう対応していきます。

#### (12) 地域力強化推進事業の実施（重層的支援体制整備事業）

地域に住む住民が、主体的に地域生活課題を把握し、解決できる力を育むことを目的に、事業を実施します。地域福祉ニーズに対して社会福祉資源の開発、連携をはかり、地域貢献活動が行われるよう地域のネットワーク化を図ります。



##### ① 総合相談窓口の開設

「住民に身近な圏域」において地域住民等が地域生活課題の解決ができ、かつ地域生活課題に関する相談を受け止める体制を整備することにより、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図ります。

##### ② 地域福祉懇談会（まちトーク）の開催

各自治会・町内会で小地域における福祉コミュニティの構築、福祉課題の抽出を行うため、地域福祉懇談会を開催し、自分達で地域福祉課題解決を行うための仕組み作りについての話し合いの場づくりを継続して行います。

今年度より、該当地区の福祉事業所等にも声をかけ、まちトークに参加していただきます。

##### ③ 「まちのカルテ」の更新

作成した46地区の「まちのカルテ」を更新します。当事業のCSW(コミュニティソーシャルワーカー)が地域に入り、地域活動を行っている個人や、団体等の人的支援や、地域資源の情報を整理し、見える化を行い、住民だけでなく他地域の方にも参考になるような冊子に更新し、地域福祉に参加しやすくなるツールとして活用していただきます。また、作成した「まちのカルテ」は、今後も毎年情報更新を行い、情報を必要としている人に発信していき、地域の方や団体等がつながり、地域づくりを行っていただけるよう支援をします。

##### ④ マイノリティへの支援と社会参加の推進、少数課題への対応

鳥羽市に住む外国人に対しての生活困窮支援、外国人を対象にしたふれあいサロンの創設、また外国籍の方の災害時の支援検討し、多文化の共生について、地域住民の理解を図ります（市民課、鳥羽市国際交流協会との連携による防災）

今年度は、三重県と連携して事業を開催するため、観光協会、福祉事業所、旅館組合等と連携しながら外国人住民の実態調査を進めます。

フードパントリー等においても対象となりうるよう、市内の外国人の状況を把握

し、情報を発信できる仕組みを検討します。(市民課、観光施設、介護保険事業所との連携)。地域福祉活動計画の聞き取りにおいても外国人住民の増加、自治会、町内会との関連等があるため聞き取りを行い、ニーズの集約を行います。

LGBTQ+や、動物愛護について「フクシル」を通じて子ども達にも啓発を行います。

#### ⑤ 市内福祉協力校コミュニティスクール(学校運営協議会)への支援

地域支援の観点と、子ども達への福祉力の醸成、地域交流を推進することについてより強化するため、今年度も会議に参加し、運営協力を行います。

### 3 福祉サービス利用支援事業

#### 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)

本事業は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方に、地域で安心して自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行っています。今年度も利用者の増加に対応するため生活支援員の確保に努め、研修会を開催しサービス内容や資質の向上に努めます。

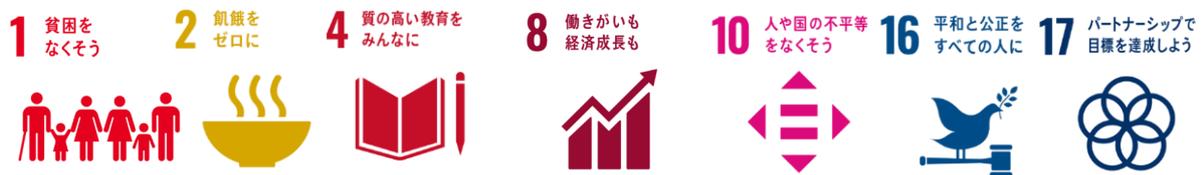
(2月末現在 利用契約者26名)

日常生活自立支援事業の対象者に該当しない在宅障がい者への軽度の金銭管理、福祉サービス支援について試験的に運用を図ります。

(生活支援員派遣事業)

### 4 生活困窮者対策事業

地域の貧困課題を考え、地域で取り組み、行政や、地域と連携しながら相談に寄り添い伴走型の支援を行います。



#### (1) 生活困窮者自立支援事業(暮らし相談支援センターとば 重層的支援体制整備事業)

自立相談支援事業に基づき、必要に応じて就労準備支援事業、家計改善支援事業、一時生活支援事業等により一人ひとりの自立に向けた支援を行っています。(2月現在新規相談受付件数50件 プラン数16件)実績と評価に基づき支援体制の整備や、社会資源の開発・地域づくりに努め相談支援業務を更にすすめていきます。

生活困窮世帯や就学援助世帯等の子どもを対象に、学習の支援を通じ、子どもの能力を伸ばし、社会で自立していく力を身につけ、貧困の連鎖を防止することを目的とした学習支援事業を実施しています。

また、その中で無料職業紹介事業も活用し、生活困窮者への就労支援を通して自立した生活への支援を行います。(2月末現在 なし)

市内在住の外国人に対してもアンテナを広げ、必要な方には支援を行います。

#### (2) 生活福祉資金貸付事業

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付を実施しています。今年度は本則の生活福祉資金の貸付・償還相談に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により令和4年度以前

に特例貸付を利用した方に対し、償還状況の把握や償還指導を行いました。

(2月末現在 延べ貸付相談 17件 貸付申請総数 1件)

(3) 法外援護資金等貸付事業

(4) 一時生活支援事業

市内の市営住宅の2室を借り上げ、住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の方に対して、一定期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供、衣類その他の日常生活を営むために必要となる物資を貸与又は提供し、生活困窮者自立相談支援事業による相談支援、生活指導等を行うことにより生活困窮者の自立を支援し、生活の再建を図ります。

5 参加支援・ひきこもりサポート事業「さんぼみち」の運営 (重層的支援体制整備事業)

鳥羽市内のひきこもりの方(学校や職場などの社会職場参加を回避し、家庭にとどまり続けている状態の方々)に対し、社会との接点を作り、支えあう仕組みづくりを構築します。

(2月末現在新規相談受付件数11件 内、伊勢市より広域支援体制事業での受付1件)



(1) 地域のひきこもりの方の発見と、支え合いの場所の創設を行います。

(2) 若年者の支援、高校や大学の中退、会社からドロップアウトした方などのケースが上がってきたり、現状が見えにくいところがあります。教育関係機関と連携し、社会参加の場所や、サロンの創設を行います。居場所づくりとしてさんぼみちカフェ(令和3年度～)、裏萩山さんぼみちカフェ、さんぼみち家族の会、ZOOMを利用して集う、さんぼみちEルーム(全て令和4年度～)を実施しています。

上記の居場所を令和7年度も継続していくとともに、令和6年11月よりひだまりのラウンジを利用した、さんぼみちラウンジカフェ(喫茶さんぼみち)を実施しています。

(3) ひきこもりに対する啓発を行うと共に、支援に地域住民の協力が得られるよう事業を行うために、ひきこもりサポーター養成講座を開催し、ひきこもりサポーターの養成と登録を行います。またいじめによるひきこもりを予防するため、市内の福祉協力校を対象にいじめ予防授業を開催し、いじめによる不登校が原因となり、ひきこもりに至るケースを減らして行きたいと考えます。弁護士に講師を依頼し、人権や法律の観点からお話しをしていただく予定です。

6 成年後見サポートセンター「ぬくもり」の運営、法人後見 (重層的支援体制整備事業)

令和3年10月より鳥羽市から事業を受託し、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分になり、自分一人では契約や財産の管理などをすることが難しい方の権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らせるように成年後見制度に関する相談支援や申立て支援、制度の広報啓発等を行っています。

また、法人後見事業として裁判所から後見人等就任依頼があった場合は法人として後見人等を受任し、成年後見制度の受け皿としての機能も果たしています。

## 7 在宅福祉サービス事業

### (1) 無料マッサージ事業の実施

視覚障害者福祉会等との連携を図り、高齢者の健康維持・増進を図るため、マッサージ奉仕事業を行います。(福祉会会員の状況、ウィルス等の感染症蔓延状況を勘案し、開催します。)

### (2) 趣味創作型デイサービスの実施 (しおさい)

介護予防施設しおさいは、神島地区の福祉の要となるため、しおさい運営委員会開催し、デイサービスの運営だけではなく、介護予防、地域住民の福祉ニーズの把握に努めます。また、介護予防の側面から、地域の方の更なる参加についてPRを図ります。

### (3) 離島通所サービス利用者支援事業の円滑な運営

### (4) 介護保険事業・障害福祉サービス事業

利用者や家族のニーズに応え、支援を行うことができるよう、効率的・効果的な経営に努めます。また、法令・規則を厳格に遵守し、従事者の知識・技術向上に日々取り組み良質なサービスの供給に努めます。

#### ① 介護保険給付事業

##### ・ 居宅介護支援事業

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、ケアマネジャーが、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。1名体制にて事業を運営し、離島を中心に支援を行い、利用者の人数を増やして行きます。

(令和7年2月末現在の利用者数 総数 28名 要支援 2名、要介護 26名)

##### ・ 訪問入浴事業 (介護予防訪問入浴事業)

7年度から、事業休止とします。(各事業所、居宅介護支援事業所へは連絡済み)

#### ② 障害福祉サービス事業

##### ・ 相談支援事業 (市受託事業)

鳥羽市より相談支援事業を受託し、障がい者(児)又はその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう取り組みます。また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの業務も行います。

##### ・ 指定特定相談支援事業 (市指定・自立支援給付事業)

障がいのある方が住み慣れた地域の中で安心して、その人らしく生活できるよう福祉サービスの紹介や調整・サービス等利用計画の作成・各種申請のお手伝いやその他の必要な情報の提供等を行っていきます。

(令和7年2月末現在の利用者数 総数190件 内訳 大人158件、児童37件)

##### ・ 日中一時支援事業 (市受託事業)

障がいのある子どもたちの日中の活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としています。子どもたちが好きな遊びを選択し、思い思いに放課後の時間を過ごせるように支援して行きます。

(利用者が微増しているため、今後の活動の在り方、場所について検討して行きます。)

##### ・ 障がい訪問入浴事業

今年度より休止となります。(令和6年度利用者は、ありませんでした。)

8 その他の事業

- ・介護用品・レクリエーション用具等無料貸出事業
- ・共同募金配分事業の実施

9 民生委員児童委員活動について

令和7年度の基本方針として「地域共生社会に向けた役割」、「気づく」、「つなぎ、見守る」、「支え合う」を掲げ、地域福祉活動を推進します。

民生委員・児童委員につきましては令和7年3月現在委員定数56名のところ、41名と定数割れをしており、地域支援が厳しい状況です。委員不在の地区におきましては鳥羽市生活支援係と連携を取りながら町内会・自治会に働きかけを行います。

7年度は、12月に委員改選となるため、事務局として民生委員活動の市内への啓発を図ります。



3月24日(月)から事務所の位置が移転します。